

## 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案について

### 1. 政令案概要

#### (1) 消費生活用製品安全法の改正及び子供用特定製品について

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）では、「消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品」を「特定製品」として消費生活用製品安全法施行令で指定し、特定製品の製造及び販売を規制している。

令和6年の通常国会において成立し、同年6月26日に公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第67号。以下、当該改正法により改正された消費生活用製品安全法を「改正消安法」という。）において、子供用特定製品の創設（改正消安法第2条第4項等）等に係る規定を新たに設けた。具体的には、「子供用特定製品」とは主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品であり、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求めており、この義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととした。その上で、特定製品や子供用特定製品への具体的な指定については消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）で規定することとしている。

#### (2) 本政令における措置について

昨今の事故の発生状況等を鑑み、消費生活用製品安全法施行令を改正し、「乳幼児用ベッドガード」及び「ベビーカー」の2品目を新たに「特定製品」及び「子供用特定製品」として指定する。

### 2. 今後のスケジュール

令和7年10月6日	政令案に係る意見募集開始
令和7年11月5日	意見募集〆切
令和8年3月	改正政令閣議決定・公布（予定）
令和8年6月	改正法及び改正政令同日施行（予定）